

国民健康保険・ 後期高齢者医療のお知らせ

医療費の適正な利用にご協力をお願いします



▶ 問合せ 役場保険医療課

ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

役場保険医療課では「ジェネリック医薬品希望カード・シール」をお配りしています

ジェネリック医薬品とは？

- ・新薬の特許が切れた後に販売される、基本的に新薬と同じ効き目をもつ低価格な医薬品のことです
- ・効き目や安全性等が新薬と同等であると厚生労働省に認められているため、安心です
- ・ジェネリック医薬品を利用すると自己負担が節約できます。また、医療費全体の抑制にもつながります



○切り替えたい場合は、主治医や薬剤師にご相談ください

交通事故等によるケガの治療で保険証を使ったら、すぐに届け出を！

加害者の故意または過失によるケガで、保険証を提示して治療を受けた場合は、役場に届出が必要です。

- ・交通事故によるケガ
- ・犬にかまれたケガ
- ・食中毒で病院に受診 等

どうして届出が必要なの？

保険証を使用した場合には、治療費の一部を健康保険が立替えて支払うため、加害者に対して、後日医療費を請求するためです。

